科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号: 13401

研究種目: 挑戦的萌芽研究 研究期間: 2013~2015

課題番号: 25590261

研究課題名(和文)道徳と社会科の「融合可能性」を探る研究

研究課題名(英文)The study for the integration of moral education and social studies education

研究代表者

橋本 康弘 (hashimoto, yasuhiro)

福井大学・教育地域科学部・教授

研究者番号:70346295

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、道徳と社会科の「融合可能性」を探ることを目的として行った。本研究では、「道徳授業研究アプローチ」「諸外国における比較アプローチ」「社会科授業に潜む子供の判断研究アプローチ」を採用し、道徳と社会科の「融合可能性」を価値教育の視点から検討した。その結果、道徳と社会科について、授業・カリキュラム・授業の実際においてその異同が明らかになった。また、その「融合可能性」に関する方略を提案することができた。

研究成果の概要(英文): This study was intended to explore the integration of moral education and social studies education. This study is based on "research of moral lessons" "comparative research in foreign countries" and "research of decision-making for children in the social studies". As a result, It is differences about value-teaching, curriculum-development of value education and practice of instruction about value education between the moral education and social studies education. We propose a strategy on the integration between moral education and social studies education.

研究分野: 社会科教育学

キーワード: 社会科教育 法教育 道徳教育 カリキュラム研究 授業研究

1.研究開始当初の背景

(1)平成 20 年版学習指導要領による要請

学習指導要領では「思考力・判断力・表現 力」「言語活動の充実」「伝統・文化の尊重」 などが注目されているが、一方で教育基本法 の改正に伴い従前以上に「道徳教育の充実」 が重要な課題であることは言うまでもない。 各教科等の新学習指導要領本文には、新たに 「学校教育における道徳教育は(中略)各教 科に属する科目,総合的な学習の時間及び特 別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指 導を行わなければならない」(各教科等の新 学習指導要領の3総則関連事項)と記述され、 この意味するところは、様々な教科で道徳教 育との「関連付け」を学校現場に求めている ことである。しかし、この分野の研究は、前 述のような注目されている項目とは異なり、 ほとんど研究されていない。その理由として は、学校現場サイドの視点で考えてみると 「道徳」の授業が既に行われており、他教科 は他教科の内容を教えることで手一杯であ り、道徳教育との「関連付け」まで手が回ら ないといったことなどが考えられる。

(2)社会科教育学研究者による議論不足と固 定観念の打破

研究者サイド、特に社会科教育学の研究者 の中には、道徳教育が目指す道徳的価値観形 成は戦前の「修身」に対する反省から、また 社会科の「教科固有性」を主張する立場から 社会的価値観形成と道徳的価値観形成を結 び付けて考察すること自体から距離を置く のが至極当然のように考える傾向があった。 このような状況では、一向に社会科と道徳と の「関係性」は研究の俎上にも上らない。こ のような状況を「打破」する必要があった。 2.研究の目的

道徳と社会科の「融合可能性」について検 討する。そのため、「価値」に着目する。そ れぞれで取り上げられている「価値」の取扱 い方を踏まえ、従来の道徳と社会科の内容編

成等を検討し、道徳と社会科を「融合」する カリキュラム(単元・授業)モデルを作成す ることを目的とした。

3.研究の方法

道徳と社会科の「融合可能性」を検討する ために、次の3つのアプローチで研究を進め た。なお、社会科に関しては、道徳的価値と 親和性がある法(関連)教育に焦点を絞って 考察することとした。

(1)道徳授業研究アプローチ

日本の道徳授業では、どのような「価値」 が取り扱われているのか、その「価値」の取 り扱われ方を明らかにするとともに、同じ 「価値」に関して、法教育ではどのような取 り扱われ方になるのか、具体的な道徳授業を 事例にして、それを法教育授業に「改善」す ることを通して、その異同を明らかにした。 そうすることで、道徳と社会科の「融合可能 性」を具体的な授業設計の視点から追求した。

(2)諸外国における比較アプローチ

諸外国における道徳教育で取り上げられ る「価値」と「価値」教育の実際について、 また、法教育で取り上げられる「価値」と「価 値」教育の実際について、具体的なカリキュ ラム(単元)を比較し、検討した。そうする ことで、道徳と社会科の「融合可能性」につ いて具体的なカリキュラム(単元)設計の視 点から追求した。

(3)社会科授業に潜む子供の判断研究アプロ ーチ

(1)や(2)は、教師が想定し実施するカリキ ュラム(単元・授業)研究であったが、この アプローチは具体的な授業に対して、生徒自 身はどのような判断を下すのか、そこに潜む 「価値」を明らかにするアプローチである。 このアプローチでは、一つの社会科授業を取 り上げて、生徒が考察の念頭に置いている 「価値」は何なのかを分析することを通して、 子供が判断する根拠として何があるのかを 明らかにするとともに、法教育(ないしは道

徳教育)で重視される判断を行わせるにはどうすればよいのか、といったことについて検討した。そうすることで、道徳と社会科の「融合可能性」について、生徒の実態の視点から追求した。

4. 研究成果

(1)道徳授業研究アプローチに基づく成果

本アプローチでは、日本の道徳授業でよく 用いられる「星野君の二塁打」「二通の手紙」 を検討した。いずれの授業も、道徳授業では、 心情理解から、星野君ないしは元さんの気持 ちを考えて、ルールや規範を守ることの大切 さを理解させる方略を道徳教育では採用し ていることが指導書等の分析から明らかに なった。ルールや規範を守ることの大切さは 道徳教育アプローチでも十分に児童・生徒に 伝わるが、そもそもルールや規範がなぜその ように設定されていたのかは児童・生徒には 見えにくい授業となっているとの「反省」か ら、社会科(法教育)としての展開を考案し た。「星野君の二塁打」では、監督の権威性 に着目し、監督がなぜバントを指示する権限 を持つのか、といった視点から授業を再構築 した。また、「二通の手紙」では、市営動物 園のきまりである「入園時間は午後4時まで、 小学生は保護者同伴でないと入園できない」 点に着目し、きまりが守っている法益や、き まりを守らないことによる不利益について 考察させる授業として再構築した。これらの 授業については、前者は、鯖江市神明小学校 で、後者は、福井市明道中学校で、授業を実 施し、生徒のワークシートの記述分析を含め、 法と教育学会第4回学術大会(2013年9月1 日)の分科会で報告した。

本アプローチによる分析結果から、ルール や規範を行使する権威性や、ルールや規範が 守っている法益等を踏まえて授業づくり(授業構想)しているか否かで、道徳教育と法教育授業の異同があることが明確になった。

(2)諸外国との比較アプローチに基づく成果

本アプローチでは、アメリカ合衆国のカリ キュラムを取り上げた。具体的には、アメリ カ合衆国における「道徳教育」である、キャ ラクター・エデュケーションのカリキュラム を事例にして、そこで取り上げられている 「価値」と「価値」教育のあり方を検討した。 また、同じ「価値」を扱っている法関連教育 のカリキュラムも分析し、「道徳教育」の場 合との異同を明らかにした。「道徳教育」及 び法関連教育に係って共通の「価値」として 取り上げたのが、「責任」である。アメリカ 合衆国のキャラクター・エデュケーションで は、「責任」概念を、自分の周りや友達、学 校における「責任に係る問題」を教材として 「責任の果たし方」を「行動、言葉、思考、 選択」させることを通じて学ばせる。すなわ ち、「責任」を果たす当事者としての視点を 学ぶことができるよう構成されているので ある。一方で、アメリカ合衆国の法関連教育 では、「責任」概念を、家族から国家におけ る結果責任・行為責任に係る問題を教材とし て、「知的道具」を活用して、法的に問題を 解決する過程を児童・生徒が辿ることで学べ るように構成されていた。すなわち、第三者 としての視点を学ぶことができるよう構成 されていたのである。本アプローチの研究成 果は、日本弁護士連合会主催の「教員のため の法教育セミナー」(2015年5月23日、2014 年5月17日)の基調講演で報告した。

(3)社会科授業に潜む子供の判断研究アプローチに基づく成果

本アプローチでは研究分担者である野坂 佳生が学校現場教員と実施した社会科授業 を事例に取り上げ、生徒がその授業でどのよ うな価値判断を行ったのか、そのプロセスを 分析することから始めた。取り上げた授業で は、ファーストフード店の店長が、ファース トフード店に長時間滞在するホームレスの 存在を念頭に、「ホームレス入店お断り」の 貼り紙に提示したことに始まる。この問題に

ついて、店長が貼り紙を出したことの賛否を 子供たちに問うた。この授業の狙いは、憲法 12条前段「この憲法が国民に保障する自由及 び権利は、国民の不断の努力によって、これ を保持しなければならない」(最後の一人を 守ることの大切さ)について学ぶことであっ たが、生徒自身の反応は、クラス内6グルー プのうち、「店長の行為は当然」と判断した グループが5グループ、「店長の行為は問題 がある」と判断したグループが1グループで あった。多くは、憲法 12 条前段の意味を理 解していないことが明らかになった。生徒の 反応を分析すると、「ホームレスは店や他の 客に迷惑をかけている」「他人に迷惑をかけ る行為は悪いことである」と判断しているこ とが読み取れる。これはすなわち、道徳的な 判断に依存しているということである。この ように通常の社会科の授業でも、道徳的な判 断が多くみられることを踏まえ、法的な判断 が見られるようにするにはどうすればよい のかを検討した。「最後の一人が他人事のよ うに捉えられないようにすること」「最後の 一人を国民の多くが担うことの意義が伝わ るようにすること」等の工夫をすることが生 徒に法的な判断を促すために重要なのでは ないか、という結論に至った。なお、本アプ ローチの研究成果については、第 64 回全国 社会科教育学会全国研究大会(2015 年 10 月 10日)において、報告した。

以上、具体的な授業設計・カリキュラム設計・生徒の実態から、道徳と社会科の「融合可能性」について検討し、「融合」する場合の授業構成の在り方について明らかにした。

引用文献

中原朋生、正義とケアを視点とする法教育 と道徳教育の連携、法と教育、Vol.5、2014、 5-17

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線) 〔雑誌論文〕(計6件)

<u>橋本康弘</u>、「法教育」のさらなる充実に向けて、社会科 NAVI、査読なし、vol.8、6-7、2014

<u>橋本康弘</u>、発達段階に応じたテーマをどう 設定すればよいか、教職研修、査読なし、 No.499、84-85、2014

橋本康弘、法教育の充実と道徳教育、全国中学校長会、中学校、査読なし、No.719、4-7、2013

<u>橋本康弘</u>、憲法論議をどう教えるか - 議論 する前に「そもそも論」の授業の必要性、教 育 zine、査読なし、2013

http://www.meijitosho.co.jp/eduzine/opinion/?id=20130640

橋本康弘、市民性育成を射程に入れた「基礎法学」的法教育カリキュラムの構造 - The American Legal System シリーズの場合、法と教育学会、法と教育、査読あり、Vo.4、5-14.

橋本康弘、現代の道徳に必要な要素は何か - 法教育に視点を当てて - 、教職研修、査読 なし、No.492、2013、32-33

〔学会発表〕(計3件)

橋本康弘・野坂佳生、道徳教育と法教育の関係性 - 「徳目」、法原理に着目して - 、第64回全国社会科教育学会、平成26年10月10日、広島大学

橋本康弘・野坂佳生・森川禎彦、道徳教材を用いた法教育授業(中学校の場合) - 道徳教育と法教育の融合の試み(2) 第4回法と教育学会、平成25年9月1日、武蔵野大学

橋本康弘・野坂佳生・端将一郎・白木一郎、 道徳教材を用いた法教育授業(小学校の場合)-道徳教育と法教育の融合の試み(1) 第4回法と教育学会、平成25年9月1日、 武蔵野大学

[図書](計1件)

橋本康弘他、明治図書出版、新社会科授業

づくりハンドブック、2015、251

- 6.研究組織
- (1)研究代表者

橋本 康弘(HASHIMOTO Yasuhiro)

福井大学・教育地域科学部・教授

研究者番号:70346295

(2)研究分担者

野坂 佳生(NOSAKA Yoshio)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号:70377422